

制度整備(案)(告示案及び審査基準案)の概要

| 法令名 | 改正内容 |
|---|--|
| <p>電波法施行規則第六条の四第八号の規定に基づき、公示する期間内に申請することを要する基幹放送局を定める告示 (告示制定)</p> | <p>電波法施行規則の改正案※において、地上基幹放送局の中継局のうち、「総務大臣が別に定めるもの」については、免許申請に当たってあらかじめ総務大臣が周波数を公示することとしており、公示する周波数の対象について告示を制定。 ※ 平成26年2月1日から3月3日まで意見募集を実施したもの</p> <p>【公示制度の対象を定める告示の内容】 以下の諸元の超短波放送の中継局を公示対象とする。</p> <p>① 使用する周波数: 85.0～94.9MHzの周波数 (ただし、85.0～89.9MHzの周波数については地域ごとに対象となる周波数を定める。)</p> <p>② 空中線電力: 20Wを超えるもの (ただし、「基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する補完中継局を除く。)</p> |
| <p>電波法関係審査基準 (平成13年総務省訓令第13号)</p> | <p>① 補完中継局の免許の基準を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設目的の適合性・・・災害対策、外国波混信対策、都市型難聴対策、地理的・地形的難聴対策のいずれかを開設の目的とすること。 ・経理的基礎・・・補完中継局に係る整備計画を確実に実行できること ・空中線電力・・・開設目的に照らして必要最小の空中線電力であること ・混信妨害・・・他の無線局等への混信妨害を排除するため、県域FM事業者等との調整に十分配慮していること 等 <p>② 競願が発生した場合の比較審査基準を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局種、開設目的及び周波数利用の効率性等に照らして申請の優劣を判断するための基準を策定 |